

○ 市町村サービス一覧【小松島市】

【注意事項】

- この表は、令和6年4月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
- 掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年4月1日現在
(随時更新中)

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	保育所等利用申込	パートナーの子どもが保育所等に入所する際、保護者と同様に利用申込みを可能とする。	同居し、かつその子どもを監護していること	○		児童福祉課	0885-32-2114	
2	保育所等の送迎	保護者と同様に送迎を可能とする。	事前申請必要		○	児童福祉課	0885-32-2114	
3	母子健康手帳の交付	妊婦が来庁できない場合、配偶者と同様に代理申請を可能とする。	代理申請後に妊婦本人との面談を実施	○		保健センター	0885-32-3551	
4	市営住宅の入居申込	パートナーシップ関係にある二人を事実上婚姻関係と同様の事情にある者として、市営住宅の入居申込を可能とする。	その他収入条件等あり	○		住宅課	0885-32-2120	
5	小学校等の送迎	保護者と同様に送迎を可能とする。			○	学校課	0885-32-3811	
6	結婚新生活支援事業	パートナーシップ宣誓制度を利用する世帯の新生活を応援するため、住居の取得や引越し費用等の一部を補助する。	その他所得条件等あり	○		戸籍住民課	0885-32-2112	
7	災害時の安否情報の提供について	照会者が、パートナーシップを宣誓した者及びその親族等である場合、災害時の安否情報を提供することができる。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示	○		危機管理政策課	0885-32-2227	災害時に受領証又は受領カードを紛失した場合は、個別対応